

鹿屋体育大学修学支援基金



向学心が高く、学業成績が優秀にも関わらず、経済的理由により修学が困難な学生を支援するため、鹿屋体育大学では「授業料免除」等の経済支援を行っていますが、大学の予算だけでは十分な支援ができていないのが現状です。

そこで、私たちは学外からもご支援をいただきたく「鹿屋体育大学修学支援基金」を設けました。

皆様からの「基金」へのご寄附により、学生が学ぶことに専心できるようご理解とご協力のほどよろしく申し上げます。

基金の用途

1.

授業料、入学金
又は寄宿料の
全部又は一部を
免除する事業

2.

学資金を
支給する
事業

3.

教育研究上
必要あると認めた
学生の留学に係る
費用を負担する事業

4.

学生の資質を向上させることを主
たる目的として、学生を本学の
教育研究に係る業務に従事させ、
学生に対して本給を支給する事業

ご支援いただける場合、

個人の場合 1口 1,000円 3口以上

法人等の場合 1口 10,000円 1口以上

でご寄附いただきますようお願いいたします。



※専用のホームページは右のQRコードからご案内しています。なお、寄附手続きは、インターネットによるクレジット決済を利用すると便利です。文書による寄附申込はホームページ内の様式に記入いただき送付するか、直接大学の窓口にお越しください。

※銀行振込をする際は、振込手数料はご自身でご負担いただきますようよろしくお願いいたします。

2016(平成28)年度税制改正により、「鹿屋体育大学修学支援基金」に個人からの寄附をいただいた場合、寄附者の税額が従来よりも軽減される場合があります。(詳細は裏面をご覧ください。)

修学支援基金に関する税制改正の概要

(詳細については、国税庁や地方自治体の税務関係のWebサイトをご確認願います。)

○所得税の軽減

鹿屋体育大学へのご寄附については、個人・法人等を問わず、寄附金控除の対象となります。

平成28年税制改正により、本学の「修学支援基金」に個人からご寄附いただいた場合、所得控除と税額控除のいずれか一方の有利な制度を選択いただけるようになりました。

所得控除

その年に支出した寄附金額（総所得金額の40%上限）から2,000円を引いた額を、所得税の課税所得から控除することができます。（総所得額等の40%が上限）

$$\text{所得控除額} = \text{寄附金額} - 2,000\text{円}$$

税額控除

その年に支出した寄附金額（総所得金額の40%上限）から2,000円を引いた額の40%が、所得税から直接控除されます。（その年の所得税額の25%が上限）

$$\text{税額控除額} = (\text{寄附金額} - 2,000\text{円}) \times 40\%$$

控除される所得税額は、所得税率10%が適用される方（例：給与収入500万円、給与所得控除額154万円、基礎控除額38万円、課税所得額が195万円を超え330万円以下^{H29.4.1現在}）が1万円の寄附をした場合は以下ようになります。（控除の違いをイメージしやすいようにその他の控除については省略しています。）

○所得控除の場合

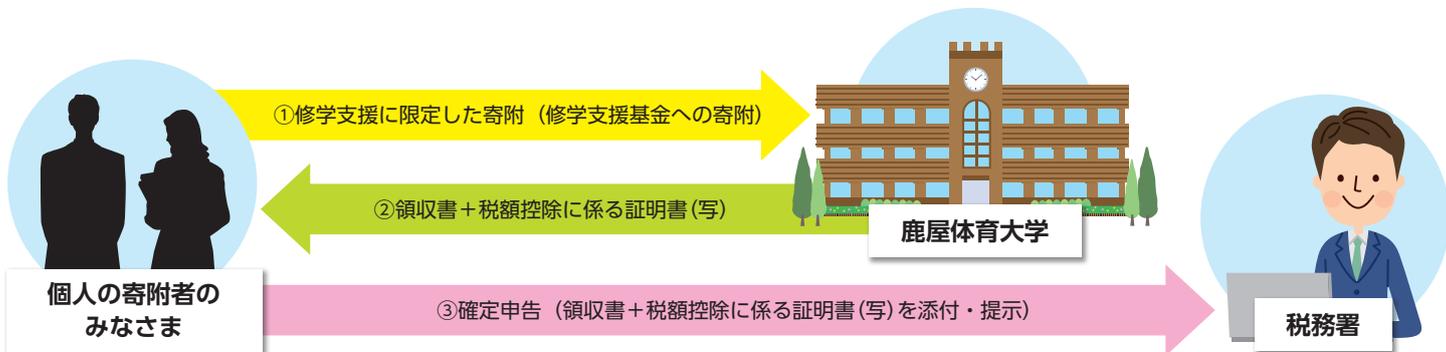
$$(10,000\text{円} - 2,000\text{円}) \times 10\% (\text{所得税率}) = 800\text{円}$$

○税額控除の場合

$$(10,000\text{円} - 2,000\text{円}) \times 40\% = 3,200\text{円}$$



この場合、税額控除を選択した方が所得税の負担は軽くなります。



(参考)個人住民税の軽減も受けられる場合があります。(税制改正により変わるものではありません)

寄附者が個人の方で、お住まいの都道府県・市区町村が、条例で本学を寄附金税額控除の対象として指定している場合、2千円を超え総所得金額等の30%を上限とする寄附金額に対して、都道府県は税率4%、市区町村は税率6%を乗じた額が、翌年の個人住民税額から控除されます。

$$\text{都道府県が指定した寄附金} \quad (\text{寄附金額} - 2\text{千円}) \times 4\% \text{に相当する額} = \text{翌年の個人県民税からの控除額}$$

$$\text{市区町村が指定した寄附金} \quad (\text{寄附金額} - 2\text{千円}) \times 6\% \text{に相当する額} = \text{同個人市町村民税からの控除額}$$

- ※ 国立大学法人鹿屋体育大学は、鹿児島県、鹿屋市から寄附金税額控除の対象として指定を受けています。その他の自治体については、各自自治体の税務担当へお問い合わせください。
- ※ 修学支援基金では、法人のみなさまからのご寄附も受け付けています。法人のみなさまが修学支援基金にご寄附いただいた場合は、従来の寄附行為にかかる税制優遇措置が適用されます。
- ※ 確定申告される際のご注意
クレジットカード決済でお申し込みいただいた寄附は、決済代行業者を通じて大学に入金されます。その関係上、領収書の日付は、クレジット決済による申込日ではなく、寄附金が決済代行会社から本学に入金された日付となり、その手続きに2、3カ月かかります。そのため、10月以降になりますと、領収書の発行日付が翌年になる場合があり、確定申告も翌年の対象となりますのでご注意ください。10月以降のお申し込みで、その年の確定申告をご希望の場合は、ご面倒ですが、申込書によるご寄附をご確認ください。

お問い合わせと
お申し込み先

鹿屋体育大学 財務課 出納係 〒891-2393 鹿児島県鹿屋市白水町1番地
TEL: 0994-46-4840 または 4841 メール: suitou@nifs-k.ac.jp